



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会社名 タキロン株式会社
代表者名 取締役社長 森下 誠二
(コード番号 4215 東証・大証第一部)
問合せ先 総務人事部長 中川 尚
(TEL 06-6267-2685)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 114 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要になりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規程の中で定めることを明確にするほか、单元未満株式の買取および買増請求に伴う手数料を無料化したことから、株式取扱規程に関する規定の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p>
<p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条 (自己の株式の取得) (条文省略)</p>	<p>第7条 (自己の株式の取得) (現行どおり)</p>
<p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) ① 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ② <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p>
<p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p>	<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第11条 (単元未満株式の買増し) (条文省略)</p>	<p>第10条 (単元未満株式の買増し) (現行どおり)</p>

第 12 条 (株主名簿管理人)

- ① 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

第 13 条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 14 条～第 37 条

(条文省略)

(新 設)

(新 設)

第 11 条 (株主名簿管理人)

- ① 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 12 条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 13 条～第 36 条

(現行どおり)

附則

第 1 条

当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 2 条

前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。